

市民とともに歩む新たなまちづくりを目指して

～ 長野市都市内分権推進計画 ～

平成 18 年 3 月

長 野 市

# 目次

I	計画の策定に当たって	3
1	都市内分権の検討経過	3
2	計画の策定趣旨	3
3	計画の期間	3
II	基本方針	3
1	基本理念	3
2	都市内分権の必要性	4
3	市民理解の促進	4
4	他計画との連携	4
III	推進内容	5
1	住民自治協議会の設置促進	5
	(1) 住民自治協議会の必要性	
	(2) 住民自治協議会の設立・運営	
	(3) 市民意識の高揚	
2	住民自治協議会への支援体制整備	7
	(1) 市職員の意識改革等	
	(2) 支所機能の充実	
	① 支所の位置付け	
	② 連絡所の取り扱い	
	③ 地区活動支援担当の設置	
	④ 支所長の役割	
	⑤ 相談窓口機能の充実	
	⑥ 情報提供・発信	
	⑦ 地域特性を考慮した担当の配置	
	⑧ 住民活動の拠点整備	

(3) 本庁の役割	
① 地区活動支援担当のバックアップ体制の整備	
② 総合調整機能の整備	
③ 課題検討チームの編成	
(4) 財政的支援	
① 住民自治協議会の設立支援	
② 住民自治協議会の活動支援	
(5) 職員地区サポートチーム制度の創設	
(6) 人材の発掘・育成体制の整備	
3 各種団体に関する見直し	12
4 地域総合事務所構想	13
(1) 長野市都市内分権調査・研究報告書の内容	
(2) 長野市都市内分権審議会の審議結果	
(3) 当面の方針	
5 自治基本条例の制定	14
IV 推進内容の取り組み	15

## I 計画の策定に当たって

### 1 都市内分権の検討経過

「都市内分権」については、平成15年1月から、市職員によるプロジェクトチームが調査・研究を始め、市民の皆さんの意見や庁内意見を踏まえ、平成16年12月に「長野市都市内分権調査・研究報告書」を公表しました。

その後、市民の皆さんに理解していただくために、地区団体長説明会や市民会議などを開催し、様々なご意見をいただきました。さらに、平成17年5月に長野市都市内分権審議会に諮問し、活発に議論をしていただいて、平成18年1月に「都市内分権についての答申」がありました。

### 2 計画の策定趣旨

都市内分権を推進するためには、実際に取り組んでいただく市民の皆さんに、市としての考え方や、標準的、具体的な活動内容を示し、都市内分権の効果や必要性を理解していただく必要があります。そのため、長野市都市内分権審議会からの答申に基づき「長野市都市内分権推進計画」を策定するものです。

### 3 計画の期間

本計画は、平成18年度から平成21年度までとします。なお、住民自治協議会の成熟状況等を踏まえたうえで、必要な見直しを行います。

## II 基本方針

### 1 基本理念

地方分権の進展により、市町村が自らの責任において、自らの意思で行政を運営する真の地方自治を進めていくことが重要となっています。これは、行政の役割として、今までは市民の皆さんが生活を営むうえで必要な環境整備に努めてきたものを、これからはそれぞれの地域に適した施策を展開するべきである、という考え方に基づくものです。

本市においても、厳しい財政状況下において、行財政改革を一層進め、市民の皆さんが真に必要とする行政サービスを提供するとともに、市民の皆さんによる自主的・自立的なまちづくりが行える「都市内分権」のシステムを構築します。

このシステムは、市民の皆さんと行政との協働を推進するとともに、地域住民に密着した総合的サービスを迅速かつ適切に提供することにより、真の住民自治の確立を目的としますが、市職員の増員や大幅な財政支出を伴わないことが前提となります。

## 2 都市内分権の必要性

本市は市町村合併を繰り返し、人口約38万人、面積約738km<sup>2</sup>を擁する都市へと発展を遂げました。そして、合併する以前の市町村の単位で、現在30地区に分かれています。これらの地区は、生活環境の相違から、それぞれの住民ニーズに差があります。また、歴史的な経緯もあり、地区単位でのまとまりが比較的強いという特徴があり、強い結束の下、これまで地域課題の解決に向けた取り組みをしてきました。一方、行政は、今まで公平性・公正性の確保という観点から、得てして画一的な施策を行っていました。しかし、これからの行政には、市民の皆さんのために備えなくてはならない生活環境の最低条件は確保したうえで、それぞれの地区の住民ニーズや特性を十分尊重して施策を展開することが必要になります。

そのためには、それぞれの地区住民の皆さんが本当に求めているものを明確にする必要があります。それには一人ひとりが地域を支え、自らの住む地域は自らで創造していくという観点から「自分たちの地域は自分たちでつくる」という意識で地域づくりに取り組んでいただく必要があります。

そこで、地区住民の皆さんと行政が、自分で出来ることは自分で、自分だけでできないことは地域で、地域だけで出来ないことは行政で行う、という補完性の原理に基づいて適切に役割分担を行い、地区住民の皆さんの活動を行政が積極的に支援し、地域の課題を迅速かつ効果的に解決していく「都市内分権」のシステムを構築することが必要です。

## 3 市民理解の促進

都市内分権は、市民意見を踏まえながら実施するべきであり、実効性のあるシステムにしていくためには、市民の皆さんの理解と協力が必要不可欠です。このため、あらゆる機会をとらえて理解を求めていきます。

## 4 他計画との連携

都市内分権の推進に当たり、行政改革大綱や財政構造改革プログラム、職員定員適正化計画などの市政運営に係る計画との整合はもとより、地域福祉計画や地域防災計画など、関連する他の分野別計画との整合を図ります。

## Ⅲ 推進内容

### 1 住民自治協議会の設置促進

#### (1) 住民自治協議会の必要性

現在の社会環境を見ると、市民の皆さんの地域への帰属意識の希薄化が進み、地域での活動が困難になることが予想されます。また、市民ニーズの多様化から、地方自治体はその全てに的確に応えることが難しくなっており、公共サービスの全てを行政が担うという従来からの認識の転換が求められています。このため、地域においても行政においても、従来の仕組みを転換すべき時期を迎えつつあると言えます。また、既存の区や団体の取り組みだけでは解決が難しい課題も見え始めています。

最近、地域における防犯への取り組みなど、既存の区や団体の枠組みを超えて地域課題に取り組む動きが出てきています。これは、区や団体の垣根を取り払い、地区住民の皆さんが一丸となって取り組んだ方が、より高い成果を上げられる地区の課題に対する取り組みであり、多くの地区住民の皆さんが参加できるものであると言えます。また、個々の意欲と能力を生かしたNPOやボランティア団体の活動も徐々に成長しています。

これらの取り組みが活発になり、自発的・自主的なまちづくり活動が進展することによって、それぞれの地域での市民ニーズにマッチした公共サービスが、迅速かつ適切に提供されることが期待できます。

そのため、地域福祉や災害時の対応、防犯体制などの地区全体で対応しなければならない新たな課題に対し、地区住民の皆さんが参画し、地区内の各種団体のネットワーク化、相互補完を図り、地区の特性を生かしながら、総合的かつ柔軟に対応できる組織として、市内30地区を単位に地区住民の皆さんや各種団体等で構成する住民自治協議会を設置する必要があります。

#### (2) 住民自治協議会の設立・運営

地区住民の皆さんや各種団体等で構成する住民自治協議会の設置を促進します。なお、市内全地区において、住民自治協議会を設置していただきたいと考えていますが、その目標年次は平成21年度とします。

住民自治協議会の設置に当たっては、設立準備会等を設置して十分協議し、地区の実情に応じて地区住民の皆さんに自主的に決定していただきます。

現在、地区課題の協議やまちづくりを目的とした各種団体長会議等がある場合は、それを移行、発展させて設立準備会とすることも考えられます。

## 住民自治協議会の概要

### ○ 住民自治協議会の性格

- 地区を代表する組織とすること。
- 地区内の住民や各種団体等の役割分担を明確にした組織とすること。
- 長期的、短期的なまちづくりの目標を策定するなど、計画性を持つ組織とすること。
- 予算編成、決算など、透明性を確保した組織とすること。
- 意思決定に当たり、より多くの住民の声が反映できるように、地区住民の意見を聴く機会や手段を確保した組織とすること。

### ○ 住民自治協議会の役割

住民自治協議会は、地区内の住民や各種団体等の参画やネットワーク化、相互補完を図り、地域福祉や地区内の防災・防犯など、横断的な課題や新たな課題が発生した場合に、地区全体で協議・実践し、課題解決を図る組織としての役割を担います。

そのために、取り組んでいただくことは、主に次のとおりです。

- 地区住民の意見や要望を把握・集約し、市へ提案すること。
- 地区課題を解決するための新たな事業や地区住民相互の親睦を深めるためのイベントの開催など、独自事業を実施すること。
- 現在、市が行っている事業を市との事業協定により実施すること。

### ○ 各種団体やNPOとの関係

- 住民自治協議会の活動が、各種団体等の機能や活動を阻害しないよう役割分担を明確にすること。
- 住民自治協議会の構成団体である各種団体は、他の団体と連携・協力し活動すること。
- 活動に当たり、専門的な知識やノウハウが必要な場合は、より高い効果が期待できる、NPOやボランティア団体等と連携することを視野に入れて活動すること。

なお、住民自治協議会の具体的な設立方法や運営の手順に関しては、活動マニュアルを作成し、市民の皆さんに示すことにしますが、あくまで参考例として示すものであり、地区住民の皆さんの理解と協力を得る中で、それぞれの地域の個性に応じた、柔軟な組織としていただきます。

### (3) 市民意識の高揚

市民の皆さんは、単に行政サービスの受益者という立場だけではなく、「自分たちの地域は自分たちでつくる」という住民自治の基本理念の下、自らの果たすべき役割を再認識し、自治の担い手として行政や地域のまちづくりに積極的に参画していく必要があると考えています。また、活動に参加しようとする皆さんが、気軽に地区活動に参加できるような環境づくりも必要です。

市民の皆さんに、こうした意識を高めていただくため、各地区での説明会や出前講座など、あらゆる機会をとらえて理解を求めていきます。

## 2 住民自治協議会への支援体制整備

### (1) 市職員の意識改革等

都市内分権を推進し、市民の皆さんと行政との協働を進めるには、市職員の意識改革が不可欠です。このため、都市内分権に関する研修を計画的に実施します。また、地区活動に参加しやすい環境を整備します。

### (2) 支所機能の充実

#### ① 支所の位置付け

支所は住民活動の拠点として位置付けます。全ての支所において、日常生活に密着した窓口サービスを提供するとともに、地区住民の皆さんのまちづくり活動を側面から支援できるよう、地区活動支援担当事務を所掌事務とし、支所機能の充実を図ります。なお、支所のない第一地区から第五地区については、地区活動支援担当事務を地域振興課の所掌事務とするとともに、住民活動の拠点となる場所の確保について検討します。また、職員の適正配置や、支所と本庁の連携が更に円滑となる体制を検討します。

#### ② 連絡所の取り扱い

現在の連絡所（芹田、古牧、三輪、吉田）は、平成19年4月を目途に支所とします。

#### ③ 地区活動支援担当の設置

住民自治協議会の活動を側面から支援する地区活動支援担当を設置します。当面、支所長、連絡所長、第一地区から第五地区を担当する地域振興課の職員に地区活動支援担当を任命します。なお、現在の4連絡所を支所とするまでの間は、4連絡所の地区活動支援担当事務を統轄する担当を本庁に置きます。

なお、職員研修の実施や担当者会議を定期的に行い、地区活動支援担当の資質の向上やレベル統一を図ります。

#### 地区活動支援担当の業務内容

- 住民自治協議会の設立支援  
住民自治協議会の設置に向けた地区住民の皆さんの活動を支援します。
- 住民活動の側面的支援  
市有情報や先進事例などの、様々な情報を提供します。
- 住民自治協議会の事務局を担当  
当分の間は、事務局を担い、様々な問題の発生に対処するなど住民自治協議会の活動を支援します。
- サポートチームの連絡・調整  
住民自治協議会の活動を支援する、職員地区サポートチームの活動が円滑に行われるよう、連絡・調整を行います。

#### ④ 支所長の役割

- ア) 支所長は、地区活動支援のリーダーとして、地区まちづくり計画の策定や防災・防犯体制の構築に対する助言・相談など、地区住民の皆さんのまちづくり活動を積極的に支援します。  
また、災害時の支所長の役割については、今後、地域防災計画の見直しの中で検討します。
- イ) 住民活動が主体的かつ継続的に行われるよう、公民館との連携の下に地区内の人材発掘や育成などを担います。
- ウ) 支所長は市職員によるサポートチームのリーダーとして、当該地区の住民自治協議会を担当するサポートチームを指揮・監督し、住民自治協議会の活動を支援します。

#### ⑤ 相談窓口機能の充実

地区活動支援担当と地域福祉ワーカーや地域福祉サービスコーディネーター等との連携を密にし、市政全般にわたるきめ細かな市民要望の把握を行い、市の施策へ反映できるよう相談窓口機能の充実を図ります。

#### ⑥ 情報提供・発信

住民自治協議会の活動が活発に行われるよう、市が保有する様々な情報や他市町村の先進事例などを積極的に提供するとともに、住民自治協議会が独自事業を検討する際の参考とするため、市が実施している施策や事業内容などについて情報提供を行います。

また、住民自治協議会の活動について、市の公式ホームページを活用すること等により情報を発信します。

### ⑦ 地域特性を考慮した担当の配置

地区の自然条件、地域特性、本庁等からの距離等を考慮して、必要となる支所へ産業振興担当や土木担当を配置します。

### ⑧ 住民活動の拠点整備

住民自治協議会の活動拠点となる事務室や会議室の確保に努めます。

## (3) 本庁の役割

住民自治協議会は協働の相手方であることを認識し、「市民公益活動促進のための基本方針」に基づき、協働を進めます。特に、住民自治協議会と事業協定を結ぶ場合、その目的は、無償あるいは安価に行政サービスを提供することではなく、地区課題を迅速かつ適切に解決すること、あるいはその意欲を尊重することにあるため、住民自治協議会と市が十分に話し合い、合意を得て進めます。

### ① 地区活動支援担当のバックアップ体制の整備

本庁内に地区活動支援担当をバックアップする体制を整備します。

### ② 総合調整機能の整備

地域における総合的な行政の推進という観点から、総合調整機能を整備することを検討します。

### ③ 課題検討チームの編成

庁内で横断的に検討すべき課題には、検討チームを編成し、その課題解決にあたります。

## (4) 財政的支援

### ① 住民自治協議会の設立支援

住民自治協議会の設立を促進するため、設立に向けた地区住民の皆さんの自主的な取り組みを財政的に支援するため、住民自治組織設立支援補助金を創設します。

### ② 住民自治協議会の活動支援

住民自治協議会が地区の課題に対し自主的に取り組めるよう、住民自治協議会の運営費や事業費に対する補助制度として、すくだし支援事業交付金を創設します。

#### 住民自治組織設立支援補助金の概要

##### ○ 趣旨

住民自治協議会の設立を促進するため、各地区における設立に向けた取り組みに対し補助金を交付するもの

##### ○ 補助金の交付対象となる団体

住民自治協議会を設立しようとする、当該地区内の区長の代表者をはじめ主たる団体の代表者など地区住民の代表者により構成された市内 30 地区単位の設立準備会等

##### ○ 補助金の対象となる経費

- ・ 設立準備会等の会議開催に要する経費
- ・ 設立準備会等が行う地区住民に対する広報に要する経費

#### すくだし支援事業交付金の概要

##### ○ 趣旨

地域住民が身近な課題を主体的に解決し、地域の個性を生かして自立したまちづくりを行うとともに、地域住民の地域への愛着と誇りを培い、もって各地域の活性化を図り、ひいては「元気なまち ながの」を実現するため、各地区住民自治協議会の継続的かつ活発な事業展開を促すことを目的として交付金を交付するもの。

##### ○ 交付金の交付対象となる団体

各地区住民自治協議会

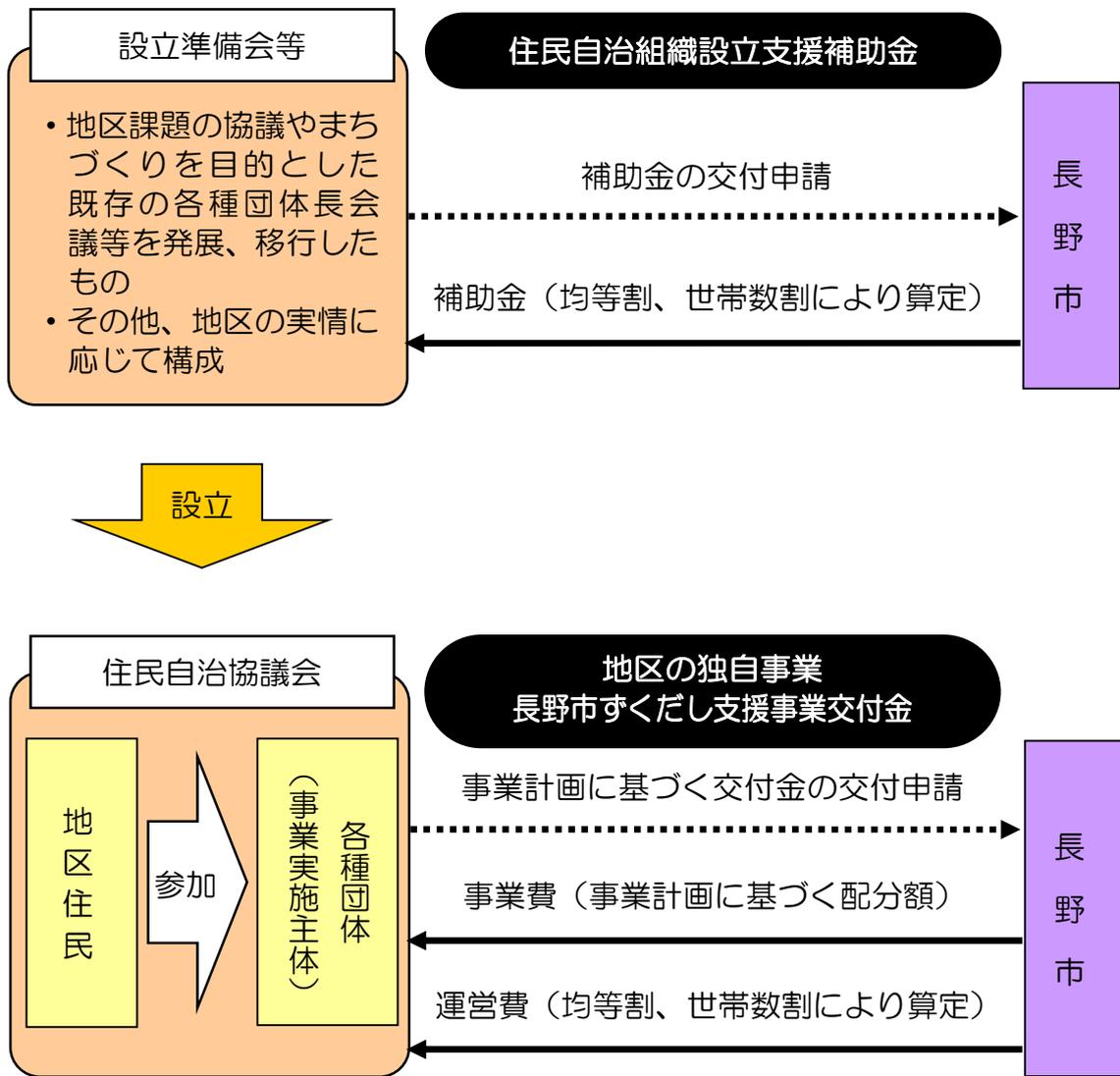
##### ○ 交付金の対象となる経費

- ・ 住民自治協議会の運営に要する経費
- ・ 住民自治協議会が地区内の課題を発見・解決するために新たに実施する事業に要する経費

##### ○ 交付金の対象とならない事業

- ・ 他に公的な補助金、交付金または助成を受けている事業、または受ける予定の事業
- ・ 営利を目的とした事業
- ・ 既存の団体が既に実施している事業、または実施しようとしている事業
- ・ 祭りや運動会などのイベント等で既に毎年恒例となっている事業
- ・ その他、宗教活動、政治宣伝活動、選挙活動などに類する事業

## 住民自治協議会への財政的支援のイメージ



### (5) 職員地区サポートチーム制度の創設

市職員が、通常の職務以外にチームを編成し、住民自治協議会の活動を支援する「職員地区サポートチーム制度」を創設します。

サポートチームが支援を行う際には、地区の自主的な活動に過度に関与し、行政主導にならないように留意します。

## (6) 人材の発掘・育成体制の整備

住民自治協議会の活動が主体的かつ継続的に行われるためには、活動を牽引する人材が重要となります。そのため、住民参加や協働に向けた意識改革や人材の発掘・育成を行う体制を整備します。

### ① 公民館との連携

地区内の人材発掘や育成を目的とした講座の開催などを、公民館活動等と連携して実施します。

そのため、支所と公民館がこれまで以上に密接に連携し活動できるような体制について検討します。

### ② 市民公益活動センター及びボランティアセンターとの連携

団塊世代等を対象とした市民活動入門講座の開催などを、市民公益活動センター及びボランティアセンターと連携して実施します。

## 3 各種団体に関する見直し

地区には各種団体が多数存在しています。これらの多くは、行政が設立を促進したものであり、活動の大半は、行政からの依頼事項であると言えます。こうした現状を鑑み、住民自治協議会の活動が活発に行えるようにするため、以下の事項について検討します。

なお、住民自治協議会は、地区を代表する組織と位置付けられるため、住民自治協議会の設立後は、市が主導して新たな団体を設立しないように努めます。

検討項目	内 容
依頼事務の見直し	<ul style="list-style-type: none"><li>各種団体及び団体の代表者個人に対する市からの依頼事務を見直すこと</li><li>区長への依頼事務を見直すこと</li></ul>
各種団体の統廃合	<ul style="list-style-type: none"><li>従来から分野別に活動している団体のうち、同様の目的を持った団体について、当該団体と協議を行いながら統廃合すること。</li><li>各地区に住民自治協議会が設置され、団体の業務を住民自治協議会で担った場合、当該団体を住民自治協議会へ統合すること</li></ul>
補助金の見直し	<ul style="list-style-type: none"><li>新たな補助制度の財源とするため、現在の各種団体に対する補助金等について抜本的に見直すこと</li></ul>
補助金の一括交付	<ul style="list-style-type: none"><li>住民自治協議会が地区の実情に応じた活動が柔軟にできるよう、各種団体への補助金を統合し、住民自治協議会へ一括交付すること</li></ul>

## 4 地域総合事務所構想

### (1) 長野市都市内分権調査・研究報告書の内容

(地域総合事務所について)

地域の個性や特色を生かし、地域の実態に即したまちづくりを展開するとともに、住民自治協議会の活動に対する支援などを通じて、地域の課題は地域で迅速に解決できるよう地域行政機関のあり方を見直す必要があります。とりわけ、市域が広範にわたる本市においては、本庁一括では地域の実情に即した対応が難しく、地域間格差も否めない状況です。

このため、市民の声を反映し、市民と協力しながら各地域の実態に即した独自のまちづくりが行えるよう、本庁の権限や予算を市民に身近な地域へ分散することが必要です。

しかし、本庁からの権限や予算を全ての支所へ付与して、複雑多岐にわたる地域住民の要請に対応することは、職員配置や効率性の観点からも困難であることから、市域をある程度の地域に区分し、それぞれの地域を管轄する地域総合事務所を設置することを提案します。

地域総合事務所では、現在、本庁で実施している地域行政に関する権限や予算の移譲を受け、地域行政サービスを提供するとともに、地域振興を図るための施策を実施します。

(地域会議について)

地域住民の意見を集約し、これを行政施策に反映させるとともに、地域住民と行政の協働によるまちづくり活動の提案等を行う目的で、市長（地域総合事務所長）の諮問機関として地域会議を設置します。

市長は、行政施策の決定及び業務の執行に当たり、地域会議へ諮問できるものとします。地域会議からの答申を尊重し、施策の決定・業務の執行を行います。

### (2) 長野市都市内分権審議会の審議結果

(長野市都市内分権審議会 答申より抜粋)

地域総合事務所については、市職員がまとめた報告書に基づき審議しましたが、現時点においては職員体制や管轄地域区分など様々な課題があり、更に慎重に議論をする必要があることから、地域総合事務所については、住民自治協議会の成熟状況等を見極め、市民の意見を十分に聴取する中で、今後、改めて議論することが適当と判断しました。

また、市長（地域総合事務所長）の諮問機関となる地域会議については、地域総合事務所に密接に関係するため、地域総合事務所と併せて改めて議論することが適当と判断しました。

### (3) 当面の方針

長野市都市内分権審議会の答申を尊重し、地域総合事務所及び地域会議については、住民自治協議会の設置状況、成熟状況等を総合的に勘案し、市民の皆さんの意見を十分にお聴きして、改めて検討します。

また、改めて検討する時期は、住民自治協議会の全地区設置目標を、平成21年度としていることから、その前後とします。

## 5 自治基本条例の制定

自治基本条例は、市民の皆さんが行政や身近な地域の自治に積極的に取り組むことにより、より暮らしやすい地域をつくるためのルールのことです。

自治基本条例では、市民の皆さんや住民自治組織、事業者、行政、議会などの役割や責務などについて明らかにし、市民参加のあり方や協働の仕組みを定めるもので、自治体運営の基本原則とするものです。

本市においても、市民の皆さんの多くが住民自治協議会を認知し、活動が活発になるなど、住民自治が萌芽期から育成期へと進展した段階において、今後の本市における自治のあり方を定める指針として「自治基本条例」の制定を目指します。

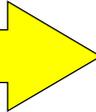
## IV 推進内容の取り組み

前項で述べた推進内容の具体的な取り組みについては、次のとおりです。

なお、この事項については、現在考えられる事項として掲げるものであり、今後、状況に応じ発生する新たに取り組むべき事項については、その都度追加して推進するものとします。

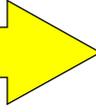
### 1 住民自治協議会の設置促進

No.	取り組み事項	取り組みの具体的な内容			
1	住民自治協議会設立準備会等の設置促進	住民自治協議会の設置に当たり、地区の実情に応じて地区住民の皆さんに自主的に決定していただくために、設立準備会等の設置を促進します。			
	所管課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区説明会等の開催</li> </ul>			
	企画課 地域振興課 各支所・連絡所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民自治協議会の具体的な設立方法や運営の手順を示した、活動マニュアルの作成</li> <li>・周知用パンフレット等の作成、配布</li> </ul>			
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	
	地区説明会	(以降、随時開催)			
		設立準備会等の設置			
		住民自治協議会の設置			
	活動マニュアル作成		随時見直し、修正		
	パンフ作成、配布				

No.	取り組み事項	取り組みの具体的な内容			
2	市民意識の高揚	「自分たちの地域は自分たちでつくる」という住民自治の基本理念の下、自らの果たすべき役割を再認識し、自治の担い手として行政や地域づくりに積極的に参画していただくよう、市民意識の高揚を図ります。 ・地区での説明会、出前講座等			
	所管課				
	企画課 地域振興課 各支所・連絡所				
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	
地区での説明会、出前講座を随時開催 					

## 2 住民自治協議会への支援体制整備

### (1) 市職員の意識改革

No.	取り組み事項	取り組みの具体的な内容			
1	都市内分権に関する研修	都市内分権を推進し、市民の皆さんと行政との協働を進めるには、市職員の意識改革が不可欠であるため、都市内分権に関する研修を計画的に実施します。 ・階層別研修 ・サポートチーム研修 ・支所長、担当者研修 ・全職員研修			
	所管課				
	企画課 職員研修所				
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	
計画的、継続的に実施する。内容の見直しも併せて行う。 					

No.	取り組み事項	取り組みの具体的な内容			
2	地区活動に参加しやすい環境の整備	市職員が、自ら居住する地区の活動に積極的に参加できるような環境の整備について検討します。			
	所管課				
	職員課 企画課				
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	
 実施 					

(2) 支所機能の充実

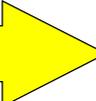
No.	取り組み事項	取り組みの具体的な内容			
1	連絡所を支所へ移行	支所は住民活動の拠点として位置付けます。現在の連絡所（芹田、古牧、三輪、吉田）は、平成19年4月を目途に支所とします。			
	所管課				
	行政改革推進局 庶務課				
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	
	移行準備	移行			

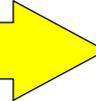
No.	取り組み事項	取り組みの具体的な内容			
2	地区活動支援担当の設置	<p>住民活動を側面から支援する地区活動支援担当を設置します。当面、支所長、連絡所長、地域振興課の職員に対し、地区活動支援担当を任命します。現状の職員数や事務量を勘案し、必要な人員を確保します。</p> <p>住民自治協議会の事務局を地区住民の皆さんが担える段階においては、本庁の担当部署に地区活動支援担当を置き、複数の地区を担当することやサポートチームが支援していくことを検討します。</p> <p>将来的には住民自治協議会のリーダーや事務局を担う人材を地区住民の皆さんの中から公募することも検討します。</p>			
	所管課				
	職員課 地域振興課 各支所・連絡所 企画課				
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	
設置 任命	■ ■	必要の都度、任命する。必要人員を確保する			
		■ ■	本庁への配置、事務局公募の検討		

No.	取り組み事項	取り組みの具体的な内容			
3	住民活動の拠点整備	住民自治協議会の活動拠点となる事務室や会議室の確保に努めます。 なお、地区内の公共施設が狭隘な場合は、支所の事務室等を併用することや、地域公民館などの活用についても視野に入れて検討します。			
	所管課				
	企画課 各支所・連絡所 庶務課 生涯学習課				
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	

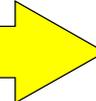
### (3) 本庁の役割

No.	取り組み事項	取り組みの具体的な内容			
1	地区活動支援担当のバックアップ体制の整備	地区活動支援担当へ他地区の情報や先進事例を提供する情報センターとしての役割を担い、本庁各課との連絡調整を行うため、本庁内に地区活動支援担当をバックアップする体制を整備します。			
	所管課				
	企画課 地域振興課				
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	
企画課に設置					

No.	取り組み事項	取り組みの具体的な内容			
2	課題検討チームの編成	都市内分権の円滑な推進を図るため、庁内で横断的に検討する必要がある課題には、検討チームを編成し、その課題解決にあたります。			
	所管課				
	企画課 各担当課				
平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度		
必要の都度、設置					

No.	取り組み事項	取り組みの具体的な内容			
3	住民自治協議会と市との事業協定	現在市が実施している事業のうち、住民自治協議会が実施することにより迅速かつ適切に処理できる事業について、住民自治協議会と市とが協議して事業内容や費用負担について決定し、協定を結んで、住民自治協議会が事業を実施します。 市では、対象事業をメニュー化して住民自治協議会に示します。			
	所管課				
	企画課 各担当課				
平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度		
事業の選定 メニュー化	事業の見直しの都度、メニューに追加				

#### (4) 財政的支援

No.	取り組み事項	取り組みの具体的な内容			
1	住民自治組織設立支援補助金の創設	住民自治協議会の設立を促進するため、設立に向けた地区住民の皆さんの自主的な取り組みを財政的に支援するため、住民自治組織設立支援補助金を創設します。			
	所管課				
	企画課				
平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度		
要綱 制定	設立準備会等からの申請の都度				

No.	取り組み事項	取り組みの具体的な内容			
2	すくだし支援事業 交付金の創設	住民自治協議会が地区の課題に対し自主的に取り組めるよう、住民自治協議会の運営費や事業費に対する補助制度として、すくだし支援事業交付金を創設します。			
	所管課				
	企画課				
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	
	要綱 制定		住民自治協議会からの申請の都度		

#### (5) 職員地区サポートチーム制度の創設

No.	取り組み事項	取り組みの具体的な内容			
1	職員地区サポート チーム制度の創設	住民自治活動の中核となる住民自治協議会の活動を支援するため、市職員が居住する地区の住民自治協議会が主催する会議や行事等に、住民自治協議会からの求めに応じて参加・支援する、職員地区サポートチームを創設します。			
	所管課				
	企画課 地域振興課 各支所・連絡所 職員課 職員研修所	サポートチームに参加する市職員は、通常の職務以外とし、自主的・積極的に活動に参加できるよう、職員研修などによる意識改革を行います。			
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	
	要綱 制定		住民自治協議会の設置に応じて編成		
		職員への意識改革研修			

(6) 人材の発掘・育成体制の整備

No.	取り組み事項	取り組みの具体的な内容			
1	公民館業務と支所業務の連携	地区内の人材発掘や育成を目的とした講座の開催などを、公民館活動等と連携して実施します。 そのため、支所と公民館がこれまで以上に密接に連携し活動できるような体制づくりについて検討します。 ・公民館における講座の開催			
	所管課				
	企画課				
	生涯学習課 職員課				
平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度		
講座の検討、随時実施					
体制整備の検討、実施					

No.	取り組み事項	取り組みの具体的な内容			
2	市民公益活動センター及びボランティアセンターとの連携	住民参加や協働に向けた意識改革や人材の発掘・育成を目的とした講座の開催などを、市民公益活動センター及びボランティアセンターと連携して実施します。 ・団塊世代等を対象とした市民活動入門講座等の開催 ・住民自治協議会とNPO、ボランティア団体との交流促進事業の検討			
	所管課				
	企画課				
	地域振興課 厚生課				
平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度		
講座、事業の検討、随時実施					

### 3 各種団体に関する見直し

No.	取り組み事項	取り組みの具体的な内容			
1	依頼事務の見直し	住民自治協議会の活動が活発に行えるようにするため、以下の事項について検討します。 ・各種団体及び団体の代表者個人に対する市からの依頼事務を整理し、住民自治協議会へ移行すること ・区長への依頼事務を見直し、住民自治協議会へ移行すること			
	所管課				
	地域振興課 行政改革推進局 企画課 各担当課				
平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度		
依頼事務の整理の検討					
		区長への依頼事務の見直しの検討			
		可能な団体から依頼事務の移行			

No.	取り組み事項	取り組みの具体的な内容			
2	各種団体の統廃合	住民自治協議会の活動が活発に行えるようにするため、以下の事項について検討します。 ・従来から分野別に活動している団体のうち、同様の目的を持った団体について、当該団体と協議を行いながら統廃合すること			
	所管課				
	行政改革推進局 各担当課				
平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度		
類似団体の統廃合に向けた検討					
		可能な団体から順次実施			

No.	取り組み事項	取り組みの具体的な内容			
3	補助金の見直し	住民自治協議会の活動が活発に行えるようにするため、以下の事項について検討します。 ・新たな補助制度の財源とするため、現在の各種団体に対する補助金等について抜本的に見直すこと			
	所管課				
	行政改革推進局 企画課 各担当課				
平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度		
補助金の見直しの検討		順次実施（以降、3年毎に見直し）			

No.	取り組み事項	取り組みの具体的な内容			
4	補助金の一括交付	住民自治協議会の活動が活発に行えるようにするため、以下の事項について検討します。 ・住民自治協議会が地区の実情に応じた活動が柔軟にできるよう、各種団体への補助金を統合し、住民自治協議会へ一括交付すること			
	所管課				
	行政改革推進局 企画課 各担当課				
平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度		
一括交付の検討			実施に向けた調整		

#### 4 地域総合事務所構想

No.	取り組み事項	取り組みの具体的な内容			
1	地域総合事務所及び地域会議の設置	地域総合事務所及び地域会議については、住民自治協議会の設置状況、成熟状況等を総合的に勘案し、市民の皆さんの意見を十分にお聴きして、改めて検討します。			
	所管課				
	企画課				
平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度		
					

#### 5 自治基本条例の制定

No.	取り組み事項	取り組みの具体的な内容			
1	自治基本条例制定	今後の本市における自治のあり方を定める指針として「自治基本条例」の制定を目指します。			
	所管課				
	地域振興課				
平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度		
					